

2001 年

小規模雑居ビルの防火安全対策に対する協会としての見解（2001 年 12 月）

東京・新宿歌舞伎町における度重なる雑居ビル火災事故を受け、平成 13 年 11 月、当協会では火災事故の再発防止に向けた防火安全対策の必要性についての見解をまとめ、国土交通省に申し入れを行いました。

今後火災事故の再発を防止するためには、次の 3 点を緊急の推進課題であると考えています。

1. 防火戸・防火シャッター作動点検の定期的実施
2. 防火戸・防火シャッターの位置表示および注意事項の表示
3. 建築物の管理者等に対する適切な維持管理手法の周知

一方、国土交通省では、今回の火災事故に対応して小規模雑居ビルの防火安全性を確保するために、各都道府県あてに消防部局と連携して査察の実施と定期報告制度の運用徹底を実施するようお願いするとともに、菅原進一東京大学教授を委員長とする「小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会」を設置して検討を行い、下表のとおり結果が報告されています。

当協会では平成 11 年 9 月、(社)日本火災報知機工業会と共同で「防火シャッター・防火扉・運動制御設備の点検基準」を策定し、この基準に沿った保守点検を推進しています。平成 12 年 11 月には「防火シャッター検査員」制度を新設し、「防火シャッター保守点検専門技術者」とともに認定して具体的な点検業務を推進しております。

<国土交通省からの報告>

平成 13 年 12 月 14 日、国土交通省は小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会の報告として、小規模雑居ビルに法令遵守、定期報告、防火基準において建築防火上の問題点があったことから、今後の小規模雑居ビルの建築防火安全対策を次のとおりまとめました。

○法令遵守を担保するための方策

1) 違反是正の徹底

- ・違反建築物に関する情報開示の方法、告発、行政代執行の活用等についての違反建築物対策マニュアルを策定する。
- ・違反建築物対策実施のための具体的計画を取りまとめて、計画的に取り組む。
- ・査察で判明した違反に対しては是正指導を行い、是正状況についてフォローする。

2) 定期報告制度の運用強化

- ・小規模雑居ビルに対する報告対象としての指定を推進する。
- ・台帳整備、督促、関係部局と連携した立入検査の実施により報告の徹底を図る。
- ・報告済みマークの普及等により建築物利用者への情報提供の徹底を図る。
- ・重要な事項が報告事項となるよう統一を図り、是正指導に活用する。



▲火災事故のあった明星ビル



▲小規模雑居ビル火災新聞記事

3) 関係機関との連携の強化

- ・消防、警察、食品衛生部局等を含む協議会組織を設け、情報の共有化や具体的提携方策について検討する。
- ・地域における商店街や住民との連携の仕組みなどについて検討する。

○防火基準のあり方等

- ・新たな形態の風俗関係用途について、2以上の直通階段の設置の義務付けを検討する。
- ・防火戸等の防火設備についての技術開発の促進と必要な基準の強化を図る。
- ・設計者等の防災意識の啓発を図る。

耐火クロス製防火・防煙スクリーンの自主基準化に向けて（2001年12月）

平成13年7月26日と27日、耐火クロス製の防火・防煙スクリーン（以下耐火クロススクリーン）の開口寸法拡大に関する検証試験が、（財）建材試験センターにおいて行われました。

耐火クロススクリーンを施工する場合、従来は旧建築基準法第38条の大臣特認で対応してきましたが、改正に伴う新法では特定防火設備として国土交通大臣認定製品の対象となり、国土交通大臣の指定する評価期間での性能評価に基づいて大臣認定を取得するものと定められました。ただし、新法施行以来、耐火クロススクリーンの試験体が試験炉（間口3.2m、高さ3m）を超えるものについては性能評価を行うための試験方法が確立していなかったため、評価業務自体が行えない状態となっていました。

これを受けて当協会では、耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術基準策定委員会を設け、同製品の性能評価方法を研究するために、間口が3.2mを超えるものに関する性能評価の計算方式を検討し、その計算方式を「協会提案理論」として先に指定性能評価機関に提案しました。

今回の（財）建材試験センターでの検証試験の実施は、当協会で作成・提案した計算方式が、今後指定性能評価機関において試験体を越える間口寸法を評価するための判断基準に適合するかどうかを検証するもので、大臣認定の評価方法に関わる重要なステップとなるものです。

2日間にわたる試験によって測定された結果は、当協会で作成した計算方式との整合性が検証され、その結果は評価機関を通じて国土交通省に上申されます。

今回の検証試験によって指定性能機関としての評価方法が決定すれば、今後は各メーカーから大臣認定のための性能評価申請が可能となります。当協会では、建築基準法の改正による性能規定化の流れを受けて、耐火クロススクリーンについての技術・施工・点検基準など「自主基準」づくりに取り組んでいます。今回の性能評価の検証試験はそうした今後の活動に向けての実質的な第一歩となるものです。

平成13年12月現在、耐火クロススクリーンについては技術基準、保守点検基準を策定し、国土交通省ならびに指定評価機関と調整を図っているところです。



▲建材試験センター(草加試験場)



▲加熱試験風景



▲試験を見守る技術基準策定委員会のメンバー